

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

平成30年12月20日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



各駅停車

Vol. 7 2

Take a chance and hedge against risks

今年も残すところあと少しとなりました。先日、NHKの大河ドラマ「西郷どん」も最終回を迎えました。主役を務めた俳優鈴木亮平さん演じる西郷隆盛も素敵でしたが、勝海舟・氷川清話の中から、西郷隆盛の人物像に迫ってみたいと思います。

「濡れ衣を干そうともせず、子ども等のなすがままに果てし君かな」

言い訳を一切しない西郷の生き様を端的に表現している。

海舟は、徳川時代と明治の日本の両方を体験している。その76年の生涯の前半の45年は徳川時代、後半の31年は明治時代である。それもただ生きたのではない。幕末の動乱期に、最下級の幕臣から出発して最後には幕府の後始末を將軍からまかされるところまで昇りつめ、旧日本国家であった徳川幕府の店仕舞いをして明治政権に引き渡したのだった。したがって、徳川時代のわるいところは知り抜いている。その海舟が、明治を30年も過ごしたところで、ひょっとするとこの明治よりも徳川時代の方が民衆は幸福だったかもしれないと言いはじめた。（中略）

今（明治）の政治への批判なのだ。

海舟の意見の中軸になっているのは文明に対する疑いである。

明治政府が採用し、それを金科玉条として突き進んでいる文明主義は、果たして民衆を幸福にしたのか、どうもそうではない。たとえば足尾鉍毒事件一つを取ってみても、文明の大仕掛けで銅鉍を掘るものだから毒が流れ、下流の農民は死ぬ思いをしているのに、それを訴えると政府は弾圧する。これが「文明」なら文明でないほうがよっぽどいい。旧幕府時代は野蛮だったと伊藤博文や陸奥宗光は言うけれども、こんな文明よりは旧幕の野蛮のほうがよっぽどマシではないかと海舟は考え始めた。（氷川清話第三章 政治今昔談の解題より）

西郷と江戸開城談判

西郷なんぞは、どの位太っ腹の人だったかわからないよ。手紙一本で、芝、田町の薩摩屋敷まで、のそ〜談判にやってくるとは、なか〜^{はなし}今の人は出来ない事だ。あの時の談判は、実に骨だったヨ。官軍に西郷が居なければ、談^{はなし}はとても纏まらなかっただらうヨ。（中略）いよいよ談判になると、西郷は、俺の言うことを一々信用してくれ、その間一点の疑念も挟まなかった。「いろ〜むつかしい議論もありませうが、私が一身にかけて御引き受けします」

西郷のこの一言で、江戸百万の生霊も、その生命と財産とを保つことが出来、また徳川氏もその滅亡を免れたのだ。（中略）

この時、俺がことに感心したのは、西郷が俺に対し



年末年始のお休み

12/29(土)~1/6(日)は
お休みとさせていただきます。

年始は、7日(月)より
通常通り営業いたします。



て、幕府の重臣たるだけの敬礼を失わず、談判の時にも、始終座を正して手を膝の上に載せ、少しも戦勝の威光でもって、敗軍の将を軽蔑するというような風が見えなかった事だ。（氷川清話第二章人物論）

さて当事務所からの朗報です。

私どものスタッフ飾萬理津子が、今年社会保険労務士の試験に合格しました。登録の時期は未定ですが、これから社会保険労務士として活躍してくれることを願っております。登録した暁には、社会保険や労務の分野でも皆様のご期待に応えることができるものと思います。今後ともよろしく願います。

懸賞で景品獲得をしたら

懸賞で賞金や景品を得ると、一時所得として所得税の対象になる。ただし、一時所得の税額計算の際には所得から50万円を差し引けるので、懸賞で得た金額や賞品の合計額が50万円を超えるまでは課税対象とならない。

50万円を超過したら所得税が課税されることになる。ただし、景品の種類ごとに所得額の算出方法が異なるので注意が必要だ。

商品券などの換金性の高い景品や現金は額面の金額を所得として計算する。株式、貴金属、不動産など日々値動きがあるものなら、景品を受け取る権利が発生した日の時価で算出する。それ以外の物品は、その商品の通常の販売価格の60%が所得額となる。すなわち、1千万円相当の車であれば600万円の所得として計算するので、1千万円の現金を受け取るよりも税負担は少なくて済むことになる。

なお、誰でも応募できる懸賞の賞金額は、独占禁止法によって1996年までは100万円、2006年までは1千万円と上限が決められていたが、06年を境に規制が撤廃されて上限なしとなった。

～「納税通信」より～



先祖代々の家宝に 申告後に歴史的価値あり！

先祖代々伝わる家宝が他人から見れば二束三文の価値しかない、ということはよくある話で、それを分かった上で子孫に引き継いでいくというのも珍しくはない。ただ、価値がないと思いこんでいた家宝が歴史的価値のある物だったことが後から分かったと、相続税の課税対象になるおそれがある。

相続税の申告時に相続財産に含めなかった家宝が後から発見されると、申告した相続財産に合算する形であらためて相続税額を算出して、修正申告をしなければならない。原則では相続時に遡って課税されることになるが、そこまで遡るとなると無申告加算税や延滞税が重くなる。そのため、個別の事案ごとに国税当局が判断し、家宝の価値が分かった時点や家宝が発見された時点を課税時期とするケースもあるようだ。

もっとも、相続財産に含めるべきお宝が相続発生から5年経ってから出てきたのであれば、相続税の課税について時効が適用され、原則として納税義務は消滅する。

～「納税通信」より～



今年もお世話になりました。

来年もまた宜しく願ひいたします。

皆様にとって来年も良い年となりますように・・・